



2022年8月30日付

ホームページ掲載版

様式第5号(第10条関係)

一般廃棄物収集運搬業許可証

住所 太田市新田反町町131番地

氏名 東金属 株式会社

代表取締役 宮下 徹

太田市廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則第10条の規定により、次のとおり一般廃棄物収集運搬業を許可する。

令和4年8月24日

太田市長 清水 聖義



許 可 番 号	120
氏 名 又 は 名 称	東金属 株式会社
住所及び代表者氏名	太田市新田反町町131番地 代表取締役 宮下 徹
営 業 所 の 所 在 地	太田市新田反町町131番地
一 般 廃 棄 物 の 種 別	ごみ
新規又は更新の区分	新規
許 可 の 有 効 期 間	令和4年9月1日 から 令和6年8月31日 まで
許 可 の 条 件	<ul style="list-style-type: none">・廃棄物の処理及び清掃に関する法律並びに太田市廃棄物の処理及び清掃に関する条例及び同施行規則を遵守すること。・業の区分については収集、運搬(積替え及び保管を除く)に限る。